2. 国への制度提言

【制度提言の評価区分について】

評 価: ◎・・・提言どおり措置(=提言・要望を行わない) 評 価: ○・・・ほぼ提言どおり措置

評価: △・・・一部措置されたものの不十分

評 価: ×···措置されず

(=引き続き提言・要望を行う)

(1)地方財政制度

番号	項目		提 言 内 容	提言及び実現の状況	担当部局 空課
1		〇税源移譲に向けての抜本的な税 制改革に着手すべき [提言先 総務省]	 ◇ 大阪府をはじめ、地方は、これまでも税源移譲や地方交付税の総額確保について国に求めてきました。 ◇ 22年度の地方財政は、18.2兆円の財源不足で、過去最高の額となっています。この財源不足を解消するため、単年度の措置として、国と地方が折半して補てんするルールの適用などにより、地方は、7.7兆円の臨時財政対策債を発行することとしています。 ◇ 地方においても、歳出の無駄をなくすなどのさらなる改革を行わなければなりませんが、国も、地方交付税法の趣旨に則り、臨時財政対策債からの早期脱却に向けて、地方税収の拡充や交付税率の引き上げについて、真摯に検討すべきと考えます。 	一記	

番号	項目	提 言 内 容		提言及び実現の状況	担当部局 空課
2	国と地方の役割分担 を踏まえた権限・財	〇ナショナル・ミニマムの全額国負担化 〇ローカル・オプティマムの財源は原則地方税 [提言先総務省] 〇地方交付税は、引き続き地方の必要額を確保 [提言先総務省]	です。 (ローカル・オプティマムの財源は原則地方税) ◇ ローカル・オプティマムにあたる、地方の最適水準のための仕事の財源は、原則地方税で賄うべきです。そのためには、税源移譲による地方税の充実が求められます。 ◇ なお、税源移譲の対象税目については、偏在性の低い地方消費税を中心に検討すべきと考えます。 ◇ ナショナル・ミニマムへの国の全額負担制度の導入は、地方交付税の減少に直結させるべきものではありません。ナショナル・ミニマムに関しての国の全額負担後も、十分な税源移譲がなされるまでの間は、地方固有の財源である地方交付税についてはその必要額を確保していく必要があるものと考えます。 ① 恒常的な地方財源不足の解消(22年の財源不足額は過去最大の18.2兆円)② 今後、さらなる財政需要の発生が見込まれること・臨時財政対策債の償還に要する経費等の累増・老朽化した社会資本への対応(※1) など ③ 財政力格差是正の必要性(※2) (※1) 高度経済成長期に建設された橋りょう等、既存の都市基盤施設の老朽化がすすんでいることから、今後発生する維持管理や更新のための巨額の費用についても、適切に地方財政計画に所要額を計上していく必要があります。 (※2) 一般的には、税源に偏在があるため、税源移譲によって地域間格差は拡大します。 ◇ 国は、今般、「地域主権戦略大綱」を策定しましたが、地域主権確立のため、地方税財源の充実確保について、真摯に取り組まれるこ	(改革後の財源のあり方) 評価: X [国に対する提言の実施状況]	財務部課
		[提言先 総務省]	◇ なお、具体的な制度設計については、国と地方の協議の場などで、国・地方が対等の立場で協議・調整しながらすすめるよう求めます。		